

令和4年度 第1回生駒市国民保護協議会 議事録

I 開催日時 令和4年12月27日13:30～

II 開催場所 生駒市役所 大会議室

III 出席者

会 長 小紫会長（生駒市長）

委 員

4号委員：山本委員（副市長）

5号委員：川端委員（消防長）

6号委員：杉浦委員（総務部長）、澤井委員（危機管理監）

7号委員：川崎委員（関西電力送配電株式会社奈良支社総務部奈良地域統括部長）、永野委員（生駒市赤十字奉仕団委員長）、吉田委員（奈良交通株式会社北大和営業所長）、

8号委員：福谷委員（生駒市消防団女性広報指導分団長）、鐵東委員（生駒市商工会議所会頭）、伊藤委員（生駒市自治連合会副会長）、舟越委員（生駒市民生・児童委員連合会理事）、吉村委員（生駒市議会議長）

委員代理

2号委員：一岡氏（陸上自衛隊第7施設群本部第3科長）

3号委員：黒川氏（生駒警察署警備課長）

7号委員：東氏（西日本電信電話株式会社奈良支店設備部課長）、竹ヶ鼻氏（大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部緊急保安チーム緊急奈良グループチーフ）、勝岡氏（近畿日本鉄道株式会社生駒駅助役）

事務局

甫田（防災安全課長）、楠下（防災安全課課長補佐）、宮崎（防災安全課防災係長）

IV 欠席者

3号委員：石田委員（奈良県郡山土木事務所長）

倉田委員（奈良県郡山保健所次長）

5号委員：原井委員（教育長）

7号委員：乾口委員（日本郵便株式会社生駒郵便局長）

8号委員：尾山委員（北倭土地改良区 理事長）、有山委員（生駒市医師会長）、大西委員（自主防災会を組織する者）、井上委員（生駒建設業協会会長）、笹埜委員（生駒市地域婦人団体連絡協議会会長）、白本委員（生駒市議会企画総務委員長）

V 議事内容

1 開会

楠下課長補佐

それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議の開始に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず一番上に置いておりますクリップ留めの資料になります。一番上が会議次第、1枚めくっていただきまして、生駒市国民保護協議会出席者名簿、もう1枚めくっていただきまして、3枚目が資料1、ホチキス留め3枚組の資料になります。そして一番下、最後の1枚が国民保護訓練の見学申込書になります。クリップ留めの資料は以上になります。その下に三つ冊子がございます。カラーのものが生駒市国民保護計画概要版になります。その下の二つの冊子が生駒市国民保護計画と生駒市国民保護計画資料編になります。資料は以上になります。全てでございますでしょうか。不足のある方は事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから令和4年度第1回生駒市国民保護協議会を開催いたします。なお、本市の附属機関等の会議の公開に関する基準では、附属機関等の会議は原則として公開するものとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。開会にあたりまして、当協議会の会長であります小紫市長からご挨拶がございます。市長よろしく願いいたします。

2 会長あいさつ

小紫会長

皆さん改めてましてこんにちは。本日は年の瀬の大変お忙しい時期にも関わりませず、この国民保護協議会にご出席をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

また、平素は本当に様々なまちづくりの分野で皆様のお力をいただいておりますこと、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、この国民保護協議会でございますけれども、後ほどまた詳しくありますけれども、平成21年からこの協議会が開催されて10年以上開催されていないということで、これ自体もいろんな捉え方があるかという風に思います。平成16年に北朝鮮の核開発を凍結してもらうためにいろんな工夫がありましたが、それを破棄して、北朝鮮が核開発を再開している際の実験をしていたというようなこと受け、国の方で国民保護に関する様々な法律、組織の指針が策定され、それに基づいて奈良県が同様の計画等を整備され、平成18年には生駒市でも国民保護協議会が設置され、それから国の方が指針を改定したことなどをを受けて、平成21年に国民保護協議会が開催されているようでございますけど、私が平成23年に生駒市にきてますので、私が来てからは1回も開催されてない。そういうものでございます。

ただやはり状況が変わってしまっていて、一つはやはりロシアによるウクライナの侵攻。これ

により非常に国際秩序が動揺したということ、それと連動する形で北朝鮮において大変多くのミサイル実験が行われたということはニュースでも報道されているとおりでございます。そういう国際的な流動化がひとつ。

もう一つは、これは大きなきっかけでもございますけれども、後ほどありますように年明けに奈良県国民保護訓練をこの生駒市を会場として行われるということでございます。これをきっかけに改めて国民保護、もちろんミサイル等への対応が中心ですけれども市町村でどういうことができるかということ。また、ミサイル防衛のみならず、様々な大規模なテロだとか、そういうものにどう対応していくのかというようなことでしっかりと市町村そして市民も備えておかなければいけないということで、良いきっかけをいただいているかなと思うんですけど。

本日はそこまでの背景に基づきまして、久しぶりの協議会を開催するというところでございますが、一つ大きな話としてはこの 8 月から陸上自衛隊の第 7 施設群の皆様にもこのように加わっていただいたということでございます。それも含めまして、しっかりと新しい時代の課題に対応するために 10 年以上ぶりでございますが、皆様のお力添えをいただきながら、しっかりと市民の安全安心を守っていくための、さらにもう 1 枚手厚い取り組みをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしまして、開会の挨拶といたします。今日はよろしくお願ひいたします。

楠下課長補佐

ありがとうございます。

次に、ご出席いただいております皆様方を紹介させていただくのが本意ではございますが、人数も多く、時間もかかることから、本日はお手元に配付させていただいております名簿でのご紹介に代えさせていただきたいと存じます。ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿いまして進めさせていただきます。以降の進行は、当会の会長であります小紫市長が議長となり取り行っていただきます。市長よろしくお願ひいたします。

3 生駒市国民保護協議会について

小紫会長

それではこれから順次進めていきたいという風に思っております。まず、案件に入ります前に国民保護協議会につきまして、これまでの経緯も含めまして、次長から説明をいたしますのでよろしくお願ひいたします。それでは次長よろしくお願ひします。

澤井委員（危機管理監）

前方のスライドで説明させていただきます。本協議会につきましては、平成 18 年度に制

定しました生駒市国民保護協議会条例に基づいて開催をしております。本条例では武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関すること、いわゆる国民保護法第40条8項の規定に基づき、生駒市国民保護協議会の組織の運営を定めとなっております。そして、この国民保護法の第40条では、1項から第7項で会長および委員に関する事項が規定されており、第8項では、前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定めとなっております。これに基づきまして本協議会が設置されています。

なお、本協議会の所掌事務につきましては、国民保護法40条の一つ前39条に規定がございます。市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、当該市町村の国民保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために協議会を行っております。また、その所掌事務については、第2項で、市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議することおよび前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べることとなっております。これに基づいて本協議会は実施されております。私からは以上です。

小紫会長

以上ですね。わかりました。それでは国民保護協議会の説明がございましたので案件に入っていきたいと思っております。先ほどから何かご質問等ございますか、よろしいですかね。それでは案件に入らせていただきたいと思っております。今日の案件は次第の方でございますけれども、二つございます。一つ目の令和4年度奈良県国民保護訓練の実施について。こちらの方、次長から説明をしていただきたいと思っております。

4 報告案件(1)

澤井委員(危機管理監)

今回、国民保護訓練を先ほど議長からもご紹介があったようにさせていただきます。お手元に詳しい資料がございますのでそちらもあわせてご覧ください。

本訓練は、国、県および市町村が連携して行う国民保護に関する訓練であり、図上訓練、すなわち各本部機能のみの訓練と、実際に対処の現場に人員が出て、現場の対処を行う実働訓練の二つの種類がございます。平成17年度より毎年、国と各地方自治体が共同して訓練が実施されております。奈良県ではこれまで4回、図上訓練を実施してまいりました。参加した市町村については、香芝市、天理市、桜井市、葛城市が既に参加をいたしております。本年度は緊急対処事態を想定した図上訓練を実施いたします。こちらの緊急対処事態については後ほどご説明いたします。

実施日時につきましては、年明け令和5年1月27日の金曜日午後、13時から16時まで訓練、その後振り返りも含めて16時40分までの予定です。場所は奈良県庁と生駒市役所。目的については、緊急対処事態発生時の初動措置の確認および能力の向上等こちらの記

載の通りです。主要訓練項目、緊急事態認定前の初動対処訓練と緊急事態対策本部の設置運営訓練となっています。参加機関につきましては、内閣官房消防長、陸上航空自衛隊、自衛隊から地方協力本部、県及び本市の他、ご覧の各機関、また特に今回は JR 西日本、近鉄、奈良交通、近鉄百貨店のそれぞれの方が参加されています。また県内の各市町村も情報伝達の部分だけではありませんが、そちらで参加いたしています。

続きまして国民保護法の国民保護計画を想定する事態となっています。国民保護法は大きく二つの種類の事態を想定して作られています。一つは、武力攻撃事態、こちらは大規模な着上陸侵攻、いわゆる今のウクライナの戦争のような本格的な軍隊の侵略活動、ゲリラや特殊部隊による攻撃、現在北朝鮮が実験をしているような弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃はいわゆる空襲ですね。このような正規の軍隊による攻撃を想定する事態、こちらを攻撃事態といいます。

それともう一つ、緊急対処事態、こちらは今回訓練する内容ですが、大規模なテロ攻撃、国家に属さないいわゆるテロ組織の攻撃です。原子力発電所や石油コンビナートなど危険性を内在している施設に対する攻撃、大多数の人が集合する施設に対する攻撃、あるいは大量輸送手段に対する攻撃、多数の人を殺傷する特性を有する物質、サリンや炭疽菌などによる攻撃、破壊の手段として交通機関を用いる、航空機などによる自爆テロのようなもの、このような大規模な被害が予想されるテロ攻撃を想定する事態を緊急対処事態といいます。この 2 種類の事態を想定しています。今回の訓練では、奈良県および本市の特性から開戦が想定しやすい緊急対処事態、大規模なテロ攻撃を想定し、なかでも多数の人が集合する施設や大量輸送機関に対する攻撃、この状況を想定した訓練を行います。

そして想定のご概要と訓練の想定です。今回の訓練はその背景といたしまして、国際紛争への対処を検討するため、関西を会場として国際会議が開催される。その一環として、1 月 27 日訓練の当日なんです。生駒市内北コミュニティセンターにおいて大規模なイベントが開催されることとなったという状況です。1 ヶ月前のクリスマスに日本の友好国で行われたイベントにおいて、爆発物による大規模なテロが発生し、正体不明の国際テログループが犯行声明をネット上に出して、そこで日本で開催される国際会議とそれに連動するイベントは中止されるべきであると犯行を示唆するような声明を発表しているという状況です。これを受けまして、1 月 24 日に消防庁が奈良県に対して警戒を促す情報を提供しております。これを受けまして県は警戒態勢 A というのをとりまして、警戒態勢を強化しております。また、生駒市においても、同じく警戒態勢 A ということで警戒態勢をとるとともに、市内の関係機関や各関係者機関等の管理者等にも警備の強化を促すような申し出をしているという状況下で話が始まります。

そしてこの状況下において、生駒市内で爆破事案と発砲立てこもり事案が発生するという想定で訓練が実施されます。

詳しい話にいきます。まず、先ほど申しましたように北コミュニティセンターで大きな爆発、爆破事案が発生いたします。これに伴いまして、現地の警察消防が立ち入り規制すると

ともに、対策本部の場合は災害対策本部となります。これについては後ほど説明いたします。災害対策本部を設置し消防や DMAT、自衛隊の派遣の要請をいたします。なお、この際自衛隊については救出救助活動のための要請となります。その他、負傷者の緊急輸送等様々な処置をいたします。続きましてこの処置をしているのとはほぼ同時並行してやや遅れまして、第 2 の事案、犯人グループが生駒駅で職務質問され発砲後、隣接する近鉄百貨店生駒店に立てこもる。逃走に失敗してそこに立てこもってしまったという事案が発生するという想定であります。これに対して今度は警察の方で立ち入り規制を行い、自衛隊に派遣要請を行う、これは国民保護のための国民保護を想定した要請となります。住民避難に関する処置、あるいは輸送手段の確保等実施した後、国の緊急対処事態認定があった後に緊急対処事態対策本部を立ち上げて、避難の措置を行う。というような流れとなっております。

大きく捉えますと第 1 事案については、現場で多数発生する死傷者をどう取り扱うかどう処理するかというようなことが大きな内容となります。そして、第 2 事案については市街地の真ん中で立てこもり事案が発生するということで、多くの住民を避難させなければいけない。これをどうするかというところがポイントとなります。

ここで、国民保護の仕組みについてご説明させていただきたいと思います。国民保護については三つの柱があります。一つは住民の避難。一つは、避難住民の救援。そして最後、攻撃に伴う災害被害への対処というような内容の三つの柱があります。それぞれ警報の伝達、避難の実施、避難施設の確保提供、食料品の提供、医療の提供など、統括救助、警戒区域の設定、避難の指示などというような措置で構成されます。なおこれらの措置については、政府による事態認定のように、それぞれ法に基づく対応ができるという仕組みになっております。

これを詳しく述べますと住民避難と事態対処、それぞれの措置につきまして、まず国が事態を認定し、その国民保護の措置を行う対象とする範囲を決定いたします。奈良県、生駒市も同時に国民保護を適用するというような話になります。そして、その対象とする自治体、これは生駒市を対象とする、あるいは近隣も含めて対象とする、というような対象範囲を示します。そして市町村に対して先ほどの三つの柱の措置をするように指示をいたします。県および市町村は国の指示を受けて、法定受託事務としてこれらの措置を実施いたします。判断主体はあくまで政府であり、実態は政府の事態認定の指示を受け、国民保護法に基づく活動を実施するとなっております。これは国民保護法が個人の権利を一部制限するということに加えて、自衛隊の武器使用等を認めるということも含まれるため活動に非常に厳格な手続きが決められているということを受けております。この部分が自然災害の対応との相違です。自然災害、大規模な災害が発生したときは自治体の判断で措置をして、県、国に支援を要請するんですが、あくまでも国の判断に基づいて行うのが国民保護法と災害との大きな違いであります。

ここで先ほど事案 1 で災害対策本部を設置するということをご説明させていただきました。事案 1 の場合にはまだ事態認定がされていないので、この国民保護法に基づく対応が

できないので、災害対策基本法に基づいてその被害に対応するという処置になります。従いまして、災害対策本部、また自衛隊の出動後、武器を持たない救出救助活動のため要請という形になっております。

続きまして、訓練の流れをご説明いたします。13時に第1事案、爆破事案が発生するところから訓練が開始されます。事案の発生を受けて市および県が状況を把握し、国にこの内容を報告し国の対応が始まります。そのうち犯行声明がネット上に出されまして、これを国が把握し、県および市にその内容を通知するとともに、市および県につきましてはDMATや消防、自衛隊等の派遣を要請する。そして、13時40分ごろに第2の事案が続けて発生する。ここから先は第2事案の対応と第1事案の対応を同時に並行してやっていくという形になります。第2事案の状況を同じく市と県が把握して国に報告し、これを受けて国で事態認定のための検討が始まります。市および県は、事態認定の後も必要な避難の措置に関する調整を県、国に実施いたします。14時40分、事態認定がなされますと国からエムネットを通じまして、法定通知すなわち、先ほど申しましたように、今回これが緊急対処事態に該当すること、あるいはその国民保護法の適用を奈良県および生駒市に実施すること、生駒市に対策本部を設置すべきこと等の通知がなされます。そしてその後、避難および救援に関する指示が国から出されます。これを受けてそれぞれ必要な処置をやっていくという形になります。そして最後15時40分から最後のまとめの会議を行って16時ごろ訓練が終了する、このような流れになっております。

なお、訓練参加者、会場の配置等でございますが、生駒市においては市役所大会議室こちらが会場となります。こちらに対策本部の要員と、対策本部事務局、対策本部と連絡する各部の必要な要員が集まり活動を行います。また、途中から県や自衛隊、警察などの連絡要員、連絡調整要員も参加いたします。また県は、県庁の災害対策本部ではスタッフ室に対策本部会議のメンバーおよび事務局が集まるとともに、各機関からの連絡調整員が参集し活動を実施します。県と市については会場が異なりますが、両者電話FAXあるいはシステム等で連携をとりながら活動をいたします。これに対しまして、県庁舎の会議室に配置されましたコントローラーがこの訓練の全体を進行させるところなのですが、ここで爆破が起きた、ここでこんな情報が入ったというような様々な状況をそれぞれに流します。それに対しまして、県および市の側からコントローラー側に必要な問い合わせをする、あるいは報告をするというような形で訓練が流れていく形になっております。このような形で訓練は運営されます。以上です。

小紫会長

はい今、次長から年明けの図上訓練の実施につきまして説明がございましたけれども何か皆様方からご質問はございますでしょうか。

また私からなんですけど、訓練の流れのところにありますけれども、先ほどから皆さんお話ししていますように実際に事態認定されるまでは国民保護法に基づく対応をとらず、災

害として対応するしかないということなんですけど、第 1 事案、第 2 事案が起きているのに 1 時間 40 分経過するまで避難などの指示を全く我々が出せないというのはたぶん想定できないと思うので、このあたりの訓練の流れがどうなるかわかりませんが、我々も防災の専門ですし、本当にその爆破事案が起きたっていったらその周辺でちょっと気をつけてくださいという第一報を出さなきゃいけないはずなので、それは事態認定されようがされまいが、我々でできる範囲の事実上の行動をとっていきたいと思います。避難指示は事態認定が起こってからでないといけないというのは、多分ちょっと現実的ではないので、この辺の訓練の流れとかは少し県の方とお話して調整しなきゃいけないんじゃないかと思います。勝手に市町村の方で国民を保護するのはよろしくないのですが、爆破が起こって、かつ死者が出ているのに、その周辺の人に気をつけてくださいというアナウンスを市がしないというのは、その辺り少し訓練想定を調整した方がいいと思います。その辺り含めてまだ考えなければいけないことがあるかもしれません。

大体の流れとしてはこのような感じということでご理解頂ければと思います。他に何かございますか。特になければ。

また、この具体的な国民保護訓練を行った上で、そこで課題もまた出てくるかと思えますので、それを踏まえてまた我々の方の対応や必要な書類の整理、あるいは国、県にお願いすること、お伝えすることがあれば、それがこの訓練の振り返りだという風に思っておいていただければ。またその検討をいただければと思います。特に疑問点なければよろしいでしょうか。

はい、では報告案件 1 につきましては承認されました。それでは続きまして報告案件 2 の生駒市国民保護計画の見直しについて、こちらの方、次長から説明のほどよろしくお願います。

4 報告案件（2）

澤井委員（危機管理監）

はい、続きまして国民保護計画の見直しについてご説明させていただきます。冒頭に会長のご挨拶でもございましたが、本市の国民保護計画につきましては、平成 10 年度、国民保護法の成立および政府の国民保護に関する指針の決定を受けまして、県が 17 年度に奈良県国民保護計画を策定いたしました。これと整合をとりながら策定し、平成 18 年度、生駒市国民保護計画が策定されました。その後、奈良県と生駒市の計画については整合をとりながら作成させてされています。これを受けまして平成 20 年度この後に国民保護計画の基本指針が改訂され、奈良県の基本計画も改定されました。その内容を反映する形で、平成 21 年度に生駒市国民保護計画の改定をした後、そこから先については大きな改定がなく、生駒市も改正をしておりません。

そして今回、現状の本市の国民保護計画にこの間の時間の経過を踏まえまして、現行の国民保護法、あるいは国民保護に関する基本指針、現行の奈良県国民保護計画と整合をとる、

あるいは本市の機構改革等や経年変化事項等の整合を図るとともに、今回の国民保護訓練の成果を踏まえまして、改正を要する事項が明らかになりましたらそちらを反映させる形で、新たに生駒市国民保護計画の改正案を策定します。

そしてこれにつきましては、来年3月第2回の国民保護協議会を実施いたしまして、審議をお願いしたいと思います。なお、これにつきましては、来年3月に実施いたします防災会議、これに合わせて実施したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

小紫会長

ありがとうございます。これ資料はないんですね。スクリーンの方で見ていただいたとおりに思いますけれども、改定から10年以上経ってますので、時点修正とかが必要なものを本当はこの場で皆さんに出そうという話もちょっとあったんですが、先ほど申し上げたように今回、国民保護訓練を奈良県と一緒に実施するというところでございますので、そこで出てきた改正を要する事項等があれば、その結果を踏まえて3ヶ月後の3月の国民保護協議会で見直し案をお示しして、皆さんのご意見をいただければと思っています。

短期間に同協議会を開催するというので、大変お手数かけますけれども、防災会議に入っている方、皆さんのなかにも多数おられると思います。なるべくご負担が少ないように防災会議が終わってから行いたいという風に思っておりますので、ご理解いただければと思います。少し私から申し上げたことも含めまして、訓練をやってみて実際の運用として国とか県とかの方のご指摘をいただいて、市の方で早急に対応しなければならないときに我々国民保護協議会または現場でどこまでやるかを少し踏まえて整理をして、市の方の計画や計画の下になる具体的な運用のマニュアル等、我々の動き方の部分につきましてはしっかりと検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいです。それではご質問等ございましたら。よろしいですか。どうぞ。

川崎委員

関西電力送配電株式会社奈良支店です。先ほどのお話しの中で、国民保護計画資料編の17ページに会社の名称が載っていますが、十数年以上経っているので、関西電力株式会社から関西電力送配電株式会社に名称変わっておりますので、そういったところも修正していただければという風に思います。

小紫会長

ありがとうございます。正にそういうところ、本当にもう10年以上経っているので会社も想定していないというところが実はたくさんあって、3月の国民保護協議会に整理する事項は結構大変たくさんありますけど、修正を必要とされているところをまたご確認いただきながら、改めて調整してよろしいでしょうか。何卒よろしくお願いいたします。何かございますでしょうか。特にないようでしたら報告案件2につきましても以上と

させていただければと思っております。それでは一旦終わりとなりますけれども、委員の皆様、事務局から連絡することがあれば。

5 その他

楠下補佐

はい。事務局から連絡事項をお伝えしておきます。まず、一つ目が国民保護訓練の視察についてです。視察をご希望の方は、クリップ留め資料の最後についております見学申込書のご提出をお願いいたします。こちらの申込書を FAX、Eメールでお送りいただくか、内容をお電話でお伝えいただいております。締め切りは令和5年1月20日となりますので、よろしくお願いいたします。

二つ目が国民保護計画の配布についてです。

本日お配りしておりますカバーのついた2冊の冊子が現行の生駒市国民保護計画となりますので、各自で保管していただき次回以降の国民保護協議会のときにはご持参いただきますようお願いいたします。事務局からは以上となります。

小紫会長

見学申し込み書は奈良県の国民保護訓練はこういう申込書を出すことになってるんですか。

澤井委員（危機管理監）

奈良県の方ではなくてこちら生駒市の会場へご視察いただくような形で今予定しております。

6 閉会

小紫会長

先ほど申しあげたところはちょっと疑問がありますけれども、他に特にないようでしたら以上で協議会の第1回は終了とさせていただきます。今後も改めまして、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。